

条文の解説【議会編】

【議会の役割と責務】

- 第10条 議会は、留萌市の議決機関として、重要な政策を総合的な視点に立って審議し、意思決定しなければなりません。
- 2 議会は、この条例に照らして、常に市が市民本位で効率的な市政運営を行っているかどうか調査するとともに、自らも政策立案等を行い、市民の意思を反映するよう活動しなければなりません。
- 3 議会は、議会活動に関することを市民にわかりやすく説明するとともに、市民及び市と連携し、協働により自治の発展及び市民の福祉の向上に努めなければなりません。

【議員の責務】

- 第11条 議員は、市民の信託に応え、自己の能力の向上に努めるとともに、誠実に職務に取り組みなければなりません。
- 2 議員は、公職選挙法その他の関係法令を守り、また、この条例に規定する「情報共有」「市民参加」「協働」の基本原則にのっとり、自らの政治責任を果たさなければなりません。

今年4月からスタートする、まちの憲法となる“留萌市自治基本条例”。市民の皆さんの中には、「自治基本条例って、なに?」「自治基本条例で、私たちのまちや暮らしがどう変わるの?」という方がたくさんいると思います。

今回は、“留萌市自治基本条例”【市役所編】&【議会編】を紹介します。

全編は、留萌市ホームページで公開しています
<http://www.e-rumoi.jp>

議会の役割と責務

議会には、議決機関（意思決定機関）として、留萌市自治基本条例の趣旨（理念、基本原則など）に基づいて、「市が、主権者である市民の立場に立ち、市民の意思を適切に反映しているか（市民本意）」、「しかも「最少の経費で最大の効果を挙げているか」を、市民の代表としてチェックする権限があります。

議会は、その際に、「個別の事情や利害と他の利害との比較」「まち全体の利益との比較」「まちの将来への影響」を考慮するなど、総合的な視点に立ち、最善の選択をしなければなりません。

今後、地方分権により、自己決定、自己責任による自治体運営が進むことから、執行機関をチェックするという受身の役割だけでなく、「意見書の提出」や「議員による議案の提出」など、積極的な役割を果たすことが求められており、議決機関としての議会の責任も今以上に重くなります。

自治基本条例と都市経営という考え方

自治基本条例で「自治体運営の理念」と「自治の基本原則」「情報の共有」、「市民参加」、「協働」を規定したことで、留萌市の自治に対する考え方が整理されました。

では実際に、市役所はどのように仕事を進めていくのかということが問題になりますが、自治基本条例ではこれを「都市経営」として、つぎの4つに整理しています。

- ①総合計画を策定するときに、この条例の「基本理念」や「基本原則」との整合性を図ること。
- ②総合計画に仕事の進み具合を判断する「成果指標」とそれに基づく「達成目標」を置き、進行管理の機能を持たせること。
- ③収支の見通しを立てた財政計画による健全な財政運営を行うこと。
- ④市民にわかりやすい組織をつくること。

これに基づいて、市では「仕事や組織」の方法論としての「都市経営システム」を構築し、目的の達成に向かって改革や改善を進め、それを組織全体で実践していきます。

議員の責務

議員には、選挙で選ばれた市民の代表として、議決による意思決定や市政の調査などの権限が与えられており、市民から代表者として託された期待や役割を果たす責務があります。

市民の信託に応えるためにも、議会活動を通じて、議員としての役割を公益のために誠実に果たさなければなりません。

議員が公職選挙法はもとより、さまざまな法令を守る、または法令に基づき議員としての役割を果たすことは、市民の代表として当然のことです。

議員は、個々の政治的な信条や信念に基づき、議会活動を行なうと同時に、どのような議論をして結論を出したのかを明らかにし、市民にわかりやすく説明する責務があります。

条文の解説【市役所編】

【市長の責務】

第12条 市長は、市政の代表者として、市民の信託に応え、公正で誠実に職務に取り組み、政治倫理を守り、自治の理念の実現に努めなければなりません。

【市の責務】

- 第13条 市は、その権限と責任により、公正で誠実に仕事を進め、その内容や進め方を常に見直し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めなければなりません。
- 2 市は、市の仕事の各過程で、市民への説明責任を果たし、透明な自治に努めなければなりません。
- 3 市は、常に市民の声を傾け、誠実に対応しなければなりません。
- 4 市は、職員が自ら能力の向上ができるよう、その機会を作るように努めなければなりません。

【職員の責務】

- 第14条 職員は、市民の立場に立ち、全力で職務に取り組みなければなりません。
- 2 職員は、自治の課題に適切に対応するため、常に自己の能力の向上に努めなければなりません。

市長の責務と政治倫理

市長は、市民から選挙で選ばれ、市の行政を管理運営する執行機関の代表です。

市長には、地方自治体を統括し、各種の行政委員会の仕事を調整する権限があります。同時に、議会や市民と「信頼関係」を築き、自治のテーマやこの条例の理念の実現に向けて、「公正で誠実」に市政を運営する責務があります。

市長は、憲法や地方自治法の規定に基づいて役割を果たしますが、留萌市長としての目指す姿は、この条例の理念（前文）の実現です。

市の責務

市は、執行機関が法令で与えられている権限や責任のもと、「公正で誠実」に市政を運営する責務があります。

また、仕事の効果や成果を測ることで、実施する仕事の内容（目的、対象、量、経費）や進め方（時期、方法、人員、スピード）などを常に見直し、最少の

経費で最大の効果を挙げるよう努力しなければなりません。

このほかに、「市民への説明責任を果たし、透明な自治に努める」、「常に市民の声を傾け、誠実に対応する」、「仕事に必要な能力を職員自らが向上できる機会を作る」などの責務があります。

職員の責務

職員は、市民本位の視点を持ち、市民の声やニーズに基づき、市民全体の利益（公共の利益）を上げること専念し、全力で取り組まなければなりません。

また、社会環境の変化を的確にとらえるため、何事にも興味を持ち、常に改革の意識と豊かな発想力を持つことが重要です。そのためには、仕事に必要な知識や技能の開発にも積極的に取り組みながら、効率的な行政運営を心がけなければなりません。